

畑作物産地生産体制確立・強化整備事業  
(国内産いもでん粉工場生産性向上整備事業)

第1 事業の内容

本事業は、国内産いもでん粉工場の労働生産性の向上、効率的な輸送体系の確立、衛生管理の高度化、輸出の拡大等を促進するため、施設の新設や既存施設等の改修に必要な経費を助成するものとする。

第2 事業実施主体

事業実施主体は以下に掲げるものとする。

- 1 国内産いもでん粉製造事業者
- 2 国内産いもでん粉製造事業者を構成員に含む団体
- 3 農業協同組合連合会
- 4 農業協同組合
- 5 民間企業

第3 事業の実施要件

1 成果目標

成果目標は、次に掲げる目標から1つ以上設定することとする。

- (1) 国内産いもでん粉工場の労働生産性の2%以上向上
- (2) 国内産いもでん粉の荷役作業時間を10%以上削減
- (3) 国内産いもでん粉工場のHACCP等認定(民間認証を含む。)の取得又はHACCPに沿った衛生管理の実施
- (4) 国内産いもでん粉工場におけるでん粉出荷量に占める輸出量の2%以上増加

2 目標年度

目標年度は、事業実施の翌々年度とする。

3 事業実施計画の採択要件

事業実施計画の採択要件は次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 取組の内容が、事業の目的に合致したものであること。
- (2) 取組の内容が、1の成果目標の達成に直結するものであること。
- (3) 事業が実施されることが確実と見込まれること。
- (4) 事業実施主体の構成員がみどりの食料システム法に基づく環境負荷低減事業活動実施計画、基盤確立事業実施計画等の認定を受けている場合又は認定を受けることが見込まれる場合は、採択に当たって適切な配慮をするものとする。

4 留意事項

- (1) 本事業の施設整備等に当たっては、環境汚染、騒音その他の公害・衛生問題等に留意するものとする。
- (2) 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として、本事業により設備等の財産を取得する場合については、次によるものとする。

- ア 貸付けの方法及び利用者等の決定又は変更については、地方農政局長等と協議するものとする。
- イ 利用者については、原則として、国内産いもでん粉製造事業者に限るものとする。
- ウ 事業実施主体が賃借料を徴収する場合は、原則として「事業実施主体負担（事業費－交付金）/当該施設の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内であることとする。
- エ 賃借契約は、書面によって行うこととする。  
なお、事業実施主体は、賃借契約に明記した事項が利用者又は自らの競争関係に制約を加えることのないよう留意するものとする。

## 第4 事務手続

### 1 募集方法等

- (1) 農産局長は、本事業の事業実施主体を選定するための公募を行おうとする場合は、あらかじめ、事業公募要領を委員会に諮るものとする。
- (2) 地方農政局長等は、当該公募の実施により、応募者から提出のあった事業実施計画について、事業公募要領に基づき、内容等を審査した上で、農産局に提出するものとする。  
なお、応募者は、事業実施計画の提出を行う場合、あらかじめ、応募者の主たる受益地区が所在する県又は市町村と調整を図るものとする。
- (3) 農産局長は、(2)により地方農政局等から提出された事業実施計画について、取組の内容及び成果目標が妥当であるか等について、委員会に意見を求め、採択優先順位の高い順に、予算の範囲内で補助金を交付することが妥当と認められる者を選定し、その審査結果を地方農政局長等に通知するものとする。  
なお、委員会による指摘等がある場合は、応募者に指示し、指摘等を反映した事業実施計画を提出させることができることとするが、この場合にあっては採択優先順位の変更は行わないものとする。
- (4) 地方農政局長等は、(3)による委員会の審査結果について、応募者に対して通知するものとする。

### 2 事業実施計画の作成及び提出

- (1) 1により、地方農政局長等により補助金を交付することが妥当と認められた事業実施主体は、別記様式第1号により事業実施計画を作成し、当該事業実施主体の主たる事務所が所在する区域を管轄する地方農政局長等に交付等要綱第7第1項に定める交付申請書と併せて提出するものとする。  
なお、事業実施主体は、事業実施計画の提出を行う場合、あらかじめ、当該事業実施主体の主たる事務所が所在する道県又は市町村と調整を図るものとする。
- (2) 実施要領第5の2(2)において定める環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシートは、事業実施主体が第2の1又は2の場合は別記様式第10号-3(食品事業者向け)、その他の場合は別記様式第10号-4(自治体・民間事業者向け)を用いるものとする。

なお、当該事業実施主体が砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律(昭和40年法

律第 109 号) 第 35 条の規定に基づく国内産いもでん粉交付金の交付を受ける者であり、当該交付金の交付申請手続きにおいて、環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシートを既に提出している場合、その報告をもって環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシートの提出に代えることができるものとする。

### 3 費用対効果分析

- (1) 本事業による設備等の整備に当たっては、事業実施主体は、投資に対する効果が適正か否かを判断し、投資が過剰とならないよう、整備する対象である設備等の導入効果について、費用対効果分析を実施し、投資効率を十分に検討しなければならないものとする。
- (2) 本事業における費用対効果については、別記 28-1「国内産いもでん粉工場生産性向上整備事業に係る費用対効果分析の実施手法」により算出し、事業実施計画と併せて地方農政局長等に提出するものとする。
- (3) 上記に定めるほか、「強い農業づくり総合支援交付金の費用対効果分析の実施について」の別紙 1 「費用対効果分析指針（産地基幹施設等支援）」を準用して定量的に費用対効果分析を行い、本事業により整備する設備等による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれるよう留意するものとする。

## 第 5 助成等

- 1 補助対象経費は、以下のいもでん粉の製造等に係る設備のうち、労働生産性の向上、効率的な輸送体系の確立、衛生管理の高度化及び輸出の拡大等に向けた施設の新設や既存施設の改修等のために必要な経費を助成とする。
  - (1) 製造施設  
受入、洗浄、製造、計量、保管・貯蔵、搬送、排水・汚水処理、電気・動力制御、給水、ボイラー、換気・空調・集塵等に係る設備及び機器
  - (2) 排水処理等施設  
沈砂池、嫌気池、曝気池、貯留池等の設備及び機器
  - (3) 上屋等  
製造施設等を覆うために必要な建築物
- 2 1 の施設等は、次に掲げる基準を満たすものとする。
  - (1) 原則として新品であり、耐用年数がおおむね 5 年以上のもの。ただし、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、当該対策実施地区の実情に照らし適当な場合には、増築又は併設、合体施工又は直営施工、古品又は古材の利用等を推進するものとする。  
なお、この場合の古品及び古材については、新資材との一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。
  - (2) 既存設備等の代替としての同種・同能力のものの再導入（いわゆる更新）ではないこと。
- 3 補助対象経費の積算等については、「補助事業等の厳正かつ効率的な実施について」（平成 19 年 9 月 21 日付け 19 経第 947 号農林水産省大臣官房長通知）及び「過大積算等の不当事態の防止について」（昭和 56 年 5 月 19 日付け 56 経第 897 号農林水産省大臣官房長通知）によるものとする。

#### 4 次に掲げる経費は、本事業の対象としない。

- (1) 事業実施主体が、自己資金若しくは他の助成により実施中又は実施予定となっている取組に要する経費。
- (2) 施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃貸に要する経費又は補償費。
- (3) 本対策の事業実施期間中に発生した事故・災害の処理のための経費。
- (4) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額。

#### 5 補助金の管理

事業実施主体は、交付を受けた補助金の管理（預金口座（無利息型）の管理、会計簿への記帳・整理、機械設備等財産の取得及び管理等）に当たって、次の点に留意するものとする。

- (1) 適正化法、適正化法施行令及び農林畜水産業関係補助金等交付規則等の法令に基づき、適正な執行に努めること。
- (2) 補助金の経理を事業実施主体の会計部署等において実施すること。なお、特殊な事情により、当該事業実施主体の会計部署等に補助金の経理を行わせることができない場合は、国内に居住し、各事業実施主体が経理能力を有すると認める者（学生を除く。）に経理を行わせ、公認会計士又は税理士に経理状況について定期的に確認を受ける等により、適正な執行に努めること。
- (3) 補助金の経理状況を常に把握するとともに、補助金の使用に当たっては、公正かつ最小の費用で最大の効果があげられるように経費の効率的使用に努めること。

#### 6 補助金の返還

地方農政局長等は、本事業において導入した施設等が事業実施計画に従って適切かつ効率的に利用されていないと判断され、これに正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認められる場合にあっては、補助金の一部若しくは全部を減額し、又は既に交付された補助金の一部若しくは全部の返還を求めるものとする。

## 国内産いもでん粉工場生産性向上整備事業に係る費用対効果分析の実施手法

### 第1 趣旨

国内産いもでん粉工場生産性向上整備事業に係る費用対効果分析の実施に当たっては、第2から第4までに定める手法により行うものとする。

### 第2 費用対効果の算定方法

1 費用対効果の算定は、原則として、次式により行うものとする。

$$\text{投資効率} = \text{妥当投資額} \div \text{総事業費}$$

2 妥当投資額の算定は、次の(1)から(4)までにより行うものとする。

(1) 妥当投資額は、次式により算定するものとする。廃用損失額がある場合には、当該廃用損失額を控除することにより妥当投資額を算出するものとする。

$$\text{妥当投資額} = \text{年総効果額} \div \text{還元率} - \text{廃用損失額}$$

(2) 妥当投資額の算定に用いる年総効果額は、第3に掲げる効果項目ごとの年効果額を合算して算定するものとする。

(3) 妥当投資額の算定に用いる還元率は、次式により算定するものとする。

$$\text{還元率} = \{ i \times (1 + i)^n \} \div \{ (1 + i)^n - 1 \} \quad (\text{別表1 参照})$$

$$i = \text{割引率} = 0.04$$

$$n = \text{総合耐用年数} = \text{事業費合計額} \div \text{施設等別年事業費の合計額}$$

ただし、施設等別年事業費 = 施設等別事業費 ÷ 当該施設等耐用年数

この場合において、当該施設等耐用年数は、財務省令及び交付規則別表に定めるところによる。

(4) 算定の基礎とする数値は、事業実施計画の内容と整合性のとれたものでなければならない。

3 総事業費は、効果の発生に係る労働生産性の向上等のための整備の投下資金の総額とする。

### 第3 投資効率の算定に用いる年効果額等

投資効率の算出に用いる年効果額等の算定は、次により行うものとする。

1 いもでん粉製造の労働生産性の向上、効率的な輸送体系の確立、衛生管理高度化及び輸出拡大に係る効果

#### (1) 効果の内容

いもでん粉製造の労働生産性の向上に係る効果はア及びイ、効率的な輸送体系の確立に係る効果はア、イ、オ及びカ、衛生管理の高度化に係る効果はア、イ及びウ、輸出拡大に係る効果はア、イ及びエに掲げる効果をいう。

##### ア 製造コスト削減効果

設備改修・整備により、工場の稼働率が向上し、製造コストが削減される効果

##### イ 設備維持管理コスト削減効果

設備改修・整備により、修繕費等の設備の維持管理コストが削減される効果

##### ウ 品質向上効果

- 設備改修・整備により、でん粉の品質が向上し、工場の販売額が増加する効果
- エ 輸出増加効果  
設備改修・整備により、輸出向けでん粉の生産量が増加し、工場等の販売額が増加する効果
- オ 生産力維持効果  
当該設備を改修・整備しなかった場合に見込まれる工場等の所得の減少が阻止されることに関する効果
- カ 物流コスト抑制効果  
当該設備を改修・整備しなかった場合に見込まれる工場等の物流コストの増加が抑制されることに関する効果

## (2) 算出方法

いもでん粉製造の向上に係る効果の年効果額は、次のアからカまで及び2により算定する年効果額の合計額とする。

- ア 製造コスト削減効果  
現在のいもでん粉の1トン当たり製造コストと整備後のいもでん粉の1トン当たり製造コストの差に目標年度におけるいもでん粉の年間製造数量を乗じた額
- イ 施設維持管理コスト削減効果  
現状の施設の維持管理に係る年経費と整備後の施設の維持管理に係る年経費の差
- ウ 品質向上効果  
現在のいもでん粉の1トン当たり販売価格と整備後のいもでん粉の1トン当たり販売価格の差に目標年度におけるいもでん粉の年間製造数量を乗じた額
- エ 輸出増加効果  
現在のいもでん粉の1トン当たり国内向け販売価格と整備後のいもでん粉の1トン当たり輸出向け販売価格の差に目標年度におけるいもでん粉の年間輸出量を乗じた額
- オ 生産力維持効果  
現在のいもでん粉の取扱量と整備しなかった場合のいもでん粉の取扱量の差に現在のいもでん粉販売単価及び所得率を乗じた額から製造コスト削減効果（労働費）との重複を除いた額
- カ 物流コスト抑制効果  
現在の物流コストと整備しなかった場合の物流コストの差から製造コスト削減効果（労働費）及び生産力維持効果との重複を除いた額

## 2 その他の効果

1の（1）に掲げる効果以外の効果について、その発生が明らかであり、かつ、算定が可能な場合に、効果の内容、算出方法等につき地方農政局長等が適当と認めるときは、当該効果について年効果額を算定することができる（様式は任意とする）。

#### 第4 費用対効果（投資効率）算定の様式

費用対効果（投資効率）算定に当たっては、第2及び第3に定めるところに従い、別記様式第11号別添3により行うものとする。

別表1

還元率一覧表

n	還元率	n	還元率
5	0. 2246	33	0. 0551
6	0. 1908	34	0. 0543
7	0. 1666	35	0. 0536
8	0. 1485	36	0. 0529
9	0. 1345	37	0. 0522
10	0. 1233	38	0. 0516
11	0. 1142	39	0. 0511
12	0. 1066	40	0. 0505
13	0. 1001	41	0. 0500
14	0. 0947	42	0. 0495
15	0. 0899	43	0. 0491
16	0. 0858	44	0. 0487
17	0. 0822	45	0. 0483
18	0. 0790	46	0. 0479
19	0. 0761	47	0. 0475
20	0. 0736	48	0. 0472
21	0. 0713	49	0. 0469
22	0. 0692	50	0. 0466
23	0. 0673	51	0. 0463
24	0. 0656	52	0. 0460
25	0. 0640	53	0. 0457
26	0. 0626	54	0. 0455
27	0. 0612	55	0. 0452
28	0. 0600	60	0. 0442
29	0. 0589	80	0. 0418
30	0. 0578	90	0. 0412
31	0. 0569	100	0. 0408
32	0. 0559		